

平成30年度

市奨学生募集

問い合わせ 総務学事課 ☎2185

申込期間

3月12日(月)～5月1日(火)
(必着)

※ 土・日曜日、祝日を除く。

対象

①～⑤のすべてに該当する方

① 扶養者が市内在住

② 学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、大学(短大・大学院を含む)、専修学校(修業年限2年以上の専門課程)に在学または入学予定

③ 学業成績が優良で、日頃の行いが良い

④ 健康上修学に支障がない

⑤ 経済的理由のため修学が困難と認められる

※ ③～⑤には、基準を設けています。

貸付額

高等学校

国公立 月額1万1千円以内
私立 月額2万2千円以内

高等専門学校

国公立 月額1万8千円以内
私立 月額2万8千円以内

大学(短大・大学院を含む)
および専修学校

国公立 月額2万8千円以内
私立 月額4万円以内

返還方法

卒業後6カ月間を据え置き、翌月から10年以内に返還

※ 市内への居住を条件に返還免除制度があります。
(下段を参考にしてください。)

申し込み

次の書類を総務学事課へ提出してください。

① 奨学金貸付申請書

② 卒業学校長の推薦調書

③ 世帯全員の住民票

④ 収入がある世帯員全員の所得を証明する書類

⑤ 世帯全員分の市税などの「滞納がない証明書」

※ 6才未満および就学者で収入がない者を除く

⑥ 在学証明書、合格通知書または入学証明書の写し

①と②の用紙は総務学事課にあります。また、市ホームページにも掲載しています。

採用の可否など

結果は、5月下旬に文書で通知します。

なお、採用の場合は、家族以外の連帯保証人(扶養者と生計を別にしていない返済能力がある方)が必要です。

将来の大竹を支える世代を支援します

奨学金の返還を免除する制度です。

市奨学金返還免除制度

問い合わせ 総務学事課 ☎2185

対象

奨学金の償還開始年度が平成20年度～平成28年度の方で、平成28年4月1日以前から市内に継続して居住(実際に生活)している方

返還免除期間

平成30年4月～平成31年3月分(期間中に転出した場合は転出した日の属する月まで)

申請期間

4月2日(月)～5月1日(火)(必着)

※ 土・日曜日、祝日を除く

申し込み

「奨学金返還免除願」に記入のうえ「必要書類」を添えて総務学事課へ。

※ 「奨学金返還免除願」は、総務学事課にあります。また、市ホームページにも掲載しています。

※ 必ず、申請者本人が直接提出してください(代理・郵送不可)。

※ 「奨学金返還免除願」には連帯保証人の記入・押印が必要です。

必要書類

① 本人の住民票

② 「平成29年分源泉徴収票」または「平成29年分の確定申告書または市県民税の申告書の写し」

※ 「市県民税の課税台帳記載事項証明書」では受け付けできません。

③ 世帯全員の市税などの「滞納がない証明書」

※ 6才未満および就学者で収入がない者を除く。

免除の決定

5月下旬に文書で通知します。